

## セクシャル・ハラスメント調査報告書

第7ブロック代表 アレイナ・ライリー  
第11ブロック代表 エミリー・コリンズ  
ピア・サポート・グループ・コーディネーターウィリアム・マクドナルド  
翻訳・通訳担当 ジョナサン・メルツ

### はじめに

当報告書では、JET プログラムの参加者に関する範囲でのセクシャル・ハラスメントを調査し、それに対する啓発・情報提供手段を検討する。

昨年 NAJET に、とある県主催の中間研修会で、教室内の規律問題についてのロールプレイセッションとして始まったのが、セクシャル・ハラスメントに関する議論へと展開して延々と続いた、という連絡が県支部代表から入った。JET 同士や同僚、生徒、全くの他人の手にもよるセクハラ苦情が多く寄せられたとのことであった。CLAIR が出版する「JET 参加者用ハンドブック」を参照してみると、役に立つ情報はある程度あったが、彼女が求めていた情報の大部分が、日本語版しかない「契約団太陽マニュアル」にあることに気がついた。県内の JET 参加者からの相談に応じる中、AJET のブロック代表に連絡し、セクシャル・ハラスメントへの正しい対応の仕方、セクハラに関する研修会の開催の可能性、セクハラが発生率及び JET 参加者に提供されるセクハラに関する情報が都道府県によって違うのか、文化的認識がいかに関係しているか等について問い合わせた。

### 目的

当報告書の目的は以下の四つである。

1. セクシャル・ハラスメントが JET 参加者にどんな影響を及ぼしているかを調査すること
2. セクハラに関する日本の法律や既存サポート制度についての JET 参加者の知識度を調査すること
3. JET 参加者のための、セクハラに関する更なる啓発・情報提供の必要性を判断する
4. セクハラ事件が発生した場合、加害者が大人か生徒かなどの状況に応じて明確な相談手順を提供すること

### 調査方法

当報告書は、42 都道府県に在住する 321 人の JET 参加者から収集したデータに基づいている。回答者の半分近く（45.5%）は 1 年目の JET 参加者であった。

### 調査結果・解析

NAJET の調査でセクハラに関するものは今回で 3 回目（付録参照）となるので、今

回は、セクハラに対する J E T 参加者の知識度と日本においてのセクハラへの対応の仕方という新しい視点から調査した。当調査の質問事項は、セクハラ事件の発生とセクハラに関する研修という二つの方向性で設けた。

## セクシャル・ハラスメントに関する研修

回答者の三分の一強（34.1%）は、JET プリグラムに参加する前にセクハラに関する専門的な研修を受けたことがあり、その研修の大部分が、セミナーや文書、ビデオ・DVD 等を使用して、職場で標準的・強制的に受けたものだ、と回答した。

回答者のわずか 2.8%が、本国の出発直前オリエンテーションや県主催のオリエンテーション、職場などで、JET 参加者として研修を受けたと回答した。このうち、実際受けた研修に関しては、満足していると全員が回答した。

多くの JET 参加者がセクハラに関する専門的な研修を受けていないにも関わらず、学校や家庭で友人と家族からその話を聞いたことがあるので、セクハラ構成要件に対するしっかりとした意見を持っている。しかし、回答者の 64.3%が、日本において何がセクハラ構成要件と見なされるかについて十分な情報を得ていないと回答した。

回答者からのコメント：

「アメリカにおいて何がセクハラと見なされるかならわかりますけど、日本の場合はわかりません」

セクハラ被害者のためにある既存サポート制度に関する混乱が、更なる研修や情報提供によって解消できるように思われる。幸いなことに、回答者の大部分（74%）が日本で相談できる相手がいると回答したが、そんな相手のいない 26%の回答者からみれば、もっと情報やガイドラインを提供した方が安心できるだろう。

回答者のほとんど（82.8%）はセクハラに関する日本の法律と自分の権利について十分な情報を得ていないと回答したが、この背景にセクハラと性的暴行の違いに関する混乱もみられる。

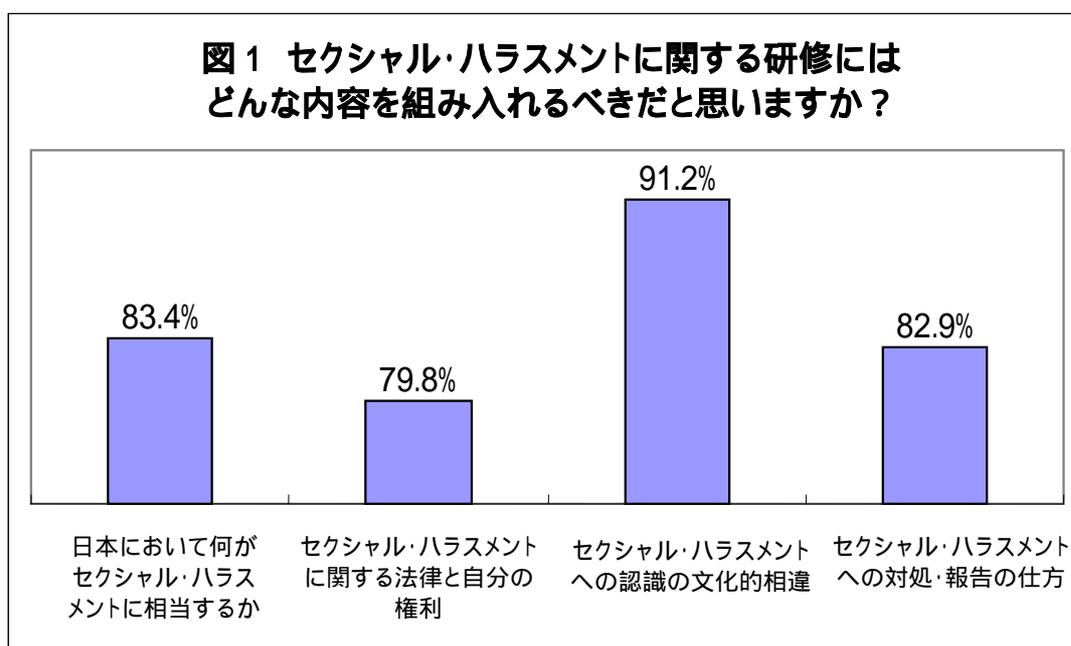
CLAIR の「JET 参加者用ハンドブック」にはセクハラに関するセクションがあり（付録参照）、回答者の 61.7%はこのセクションを呼んだことがあると回答した。但し、あまりにも前に読んだので内容はもう忘れた、とコメントした回答者も多かった。また、同ハンドブックが毎年度再出版されることを反映して、内容の質に対する認識も回答者が来日した年度によって大きく左右した。

回答者からのコメント：

「ガイドブックは、連絡先を教えたり泣き寝入りしないよう励ましたりして役に立った。セクハラへの対処方法に関する文化的情報もあった。セクハラに関する日本の法律とかセクハラ構成要件についての情報もあればよかった。」

ハンドブックの 21 年度にセクハラに関するエッセーも付加された（付録参照）。大事な第一歩で、積極的な態勢を示すものではあるが、生徒達の言動や非言語的嫌がらせへの対応の仕方、セクハラに対する法律と警察の関係等、JET 参加者が必要としている情報を未だ十分に提供していない。しかも、例のエッセーはガイドブックの巻末（261 ページ）にあって、セクハラに関するページ（169 ページ）では言及されていないので、更なる情報を探している JET 参加者に見逃しやすい。

当調査の最も重要なデータのの一つは、回答者の 64.9% がセクハラに関する研修機会を増やすべきだと回答した統計である。研修内容の選択肢に関する結果は図 1 で表示されている。

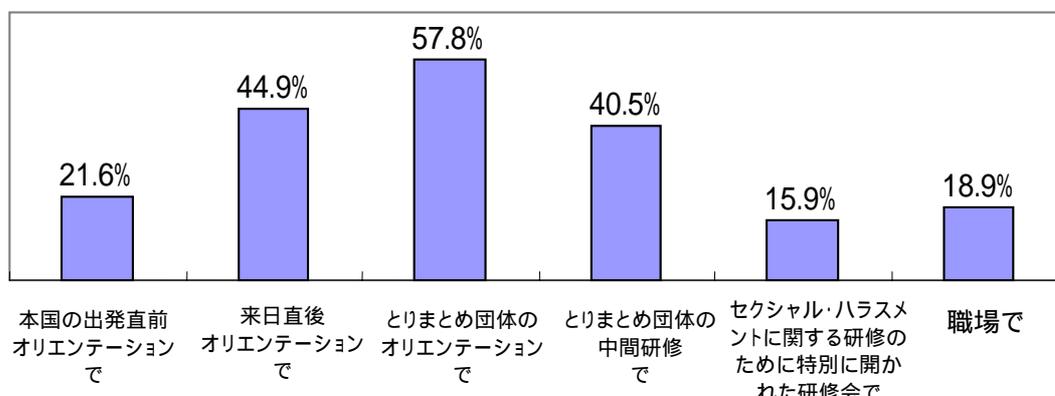


研修内容の提案もいくつか挙げられた。

- セクハラを受けて感じるストレスへの対応方法
- セクハラへの文化的相違を配慮した対応方
- 特に、生徒によるセクハラへの対応方法
- 第三者としてセクハラを目撃した時の取るべき措置
- 被害者の職場復帰が不可能な場合にそなえて、再就職に対する情報
- セクハラに関する、便利な日本語表現
- 担当者・学校関係者のための研修

研修の効果は、その時期によるとも思われる。研修の理想的な時期に関する回答者の結果は図 2 で表示されている。

図2 どんな時期にセクシャル・ハラスメントに関する研修を受けた方がもっとも役に立つと思いますか？



最も肯定的な回答が多かったのは「とりまとめ団体のオリエンテーションで」であった。この時期では新規 JET 参加者達が新しい生活環境に落ち着いていて、研修の内容が自分にどう関係しているかより理解できる。小さいグループに分かれて、自由に質問したり意見を交換したりすることもできる。サポート制度が各とりまとめ団体によって違っていると予想されるので、こういった内容をとりまとめ団体レベルで扱うことは適切である。

来日直後オリエンテーションは二番目に肯定的な回答が多かったが、これは理想的な時期ではないという回答もあった。来日直後の新規 JET は時差ぼけになっていて慣れない環境に圧倒されていることもあり、この時期に覚えなければならない情報がすでに多くあるからである。

### 実際目撃・体験したセクシャル・ハラスメント

当調査では、セクシャル・ハラスメントを「職場などで、相手の意志に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為」と定義づけた。同一行為が、セクハラと見なされるかどうかは個人の認識によることもあるので、セクハラの場合、その行為が自分の意志の反していることに重点を置いた。

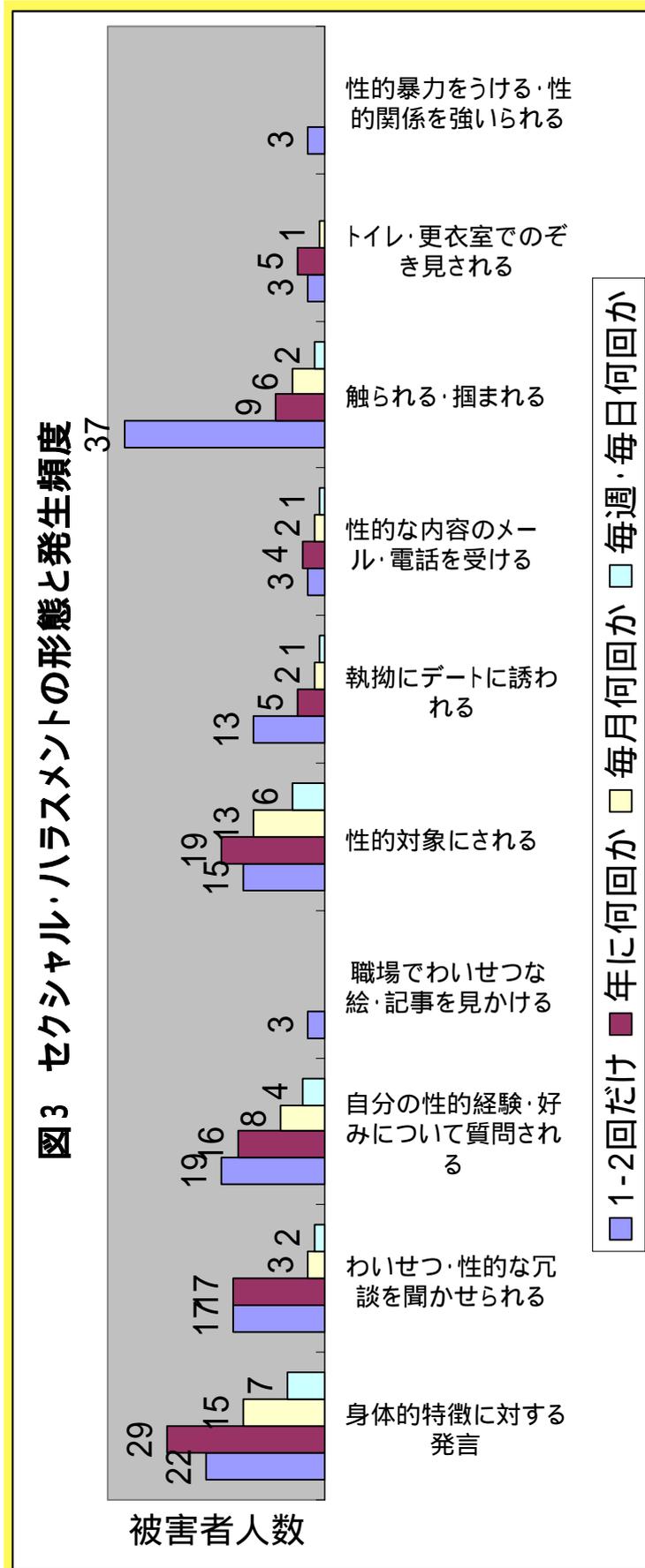
回答者の 30% は日本でセクハラを受けたことがあると回答した。そのうち、大部分 (76.1%) が女性で、セクハラについて研修を受けたことがない。セクハラに関する日本の法律がわからないと 92% が回答し、セクハラへの対応に関する研修がほしいと 83% が回答した。回答者達が受けたセクハラの内容は図 3 で表示されている。

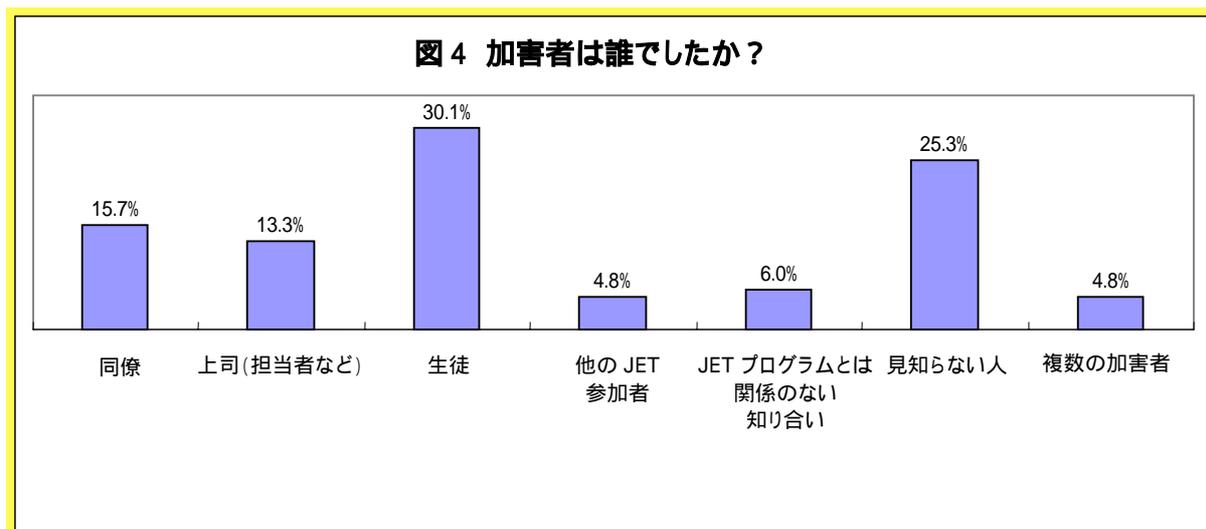
最も頻繁に発するハラスメントの形態は言語によるものであるが、場合によっては文化的相違に原因があると説明できるように思われる。本人がセクハラを受けたというふうに認識しながらも、実際受けた行為が日本ではセクハラと見なされるかどうかかわからず困惑することが多々ある。

*Sexual Harassment Report*  
セクシャル・ハラスメント調査報告書



各回答者が受けたことのある最も深刻なセクハラ事件の加害者に関する結果は図 4 で表示されている。加害者の大部分（85.5%）が男性であり、大きく分けて生徒（30.1%）、職場関係者（29%）、見知らない人（25.3%）の三つの種類に分類できる。





加害者のうち最も数が多い種類は生徒であるということは、JET 参加者のほとんどが教育の分野で働いていることに直接関係があるであろう。生徒によるハラスメントに対する感情は複雑であり、「おもしろい、子供だから仕方がない」と思う参加者もいれば屈辱的・加虐的に認識する参加者もいる。

回答者からのコメント：

「生徒達に私の個人空間を認めてほしい。外国人だからといって、気安く触ったりセックスや私のバストサイズについて聞いたりしてもいい訳じゃない。」

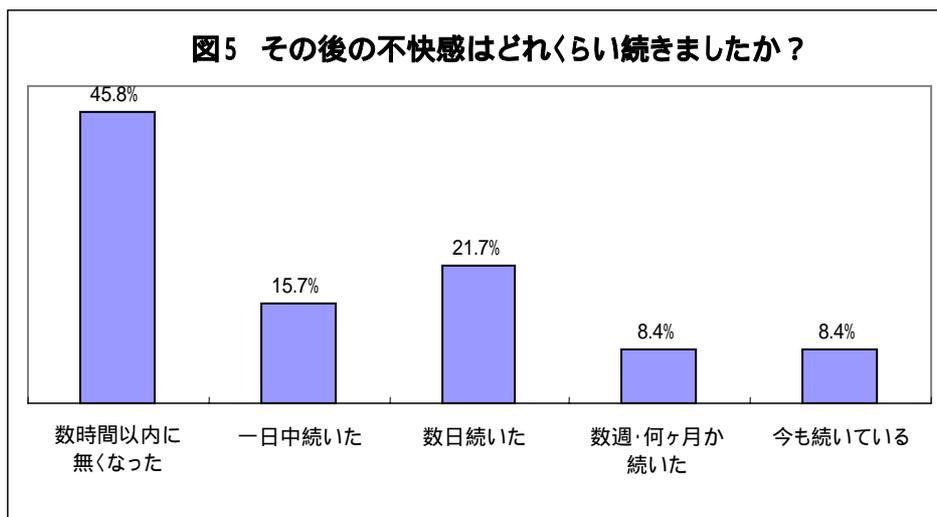
次に加害者の数の多い種類は職場関係者で、この数に同僚(15.7%)も上司(13.3%)も含まれている。この種類の人によるセクハラは、JET 参加者の職場環境や人間関係に影響がある上に、半分近くの場合権力の立場にある者によるものなので、最も深刻である。正しい対応方法に関する情報の少ない状況でもある。この場合、どう対応すればよいのかわからない上に、何か言ったら職場関係者から疎外されるかもしれないという心配もある。

回答者からのコメント：

「言葉だけだったら黙って我慢するだけだ。触られたりしない限り、その国の文化だけなのかどうかかわからないから。他の女性先生に相談してみても、笑って「我慢して」と言われるだけだ。」

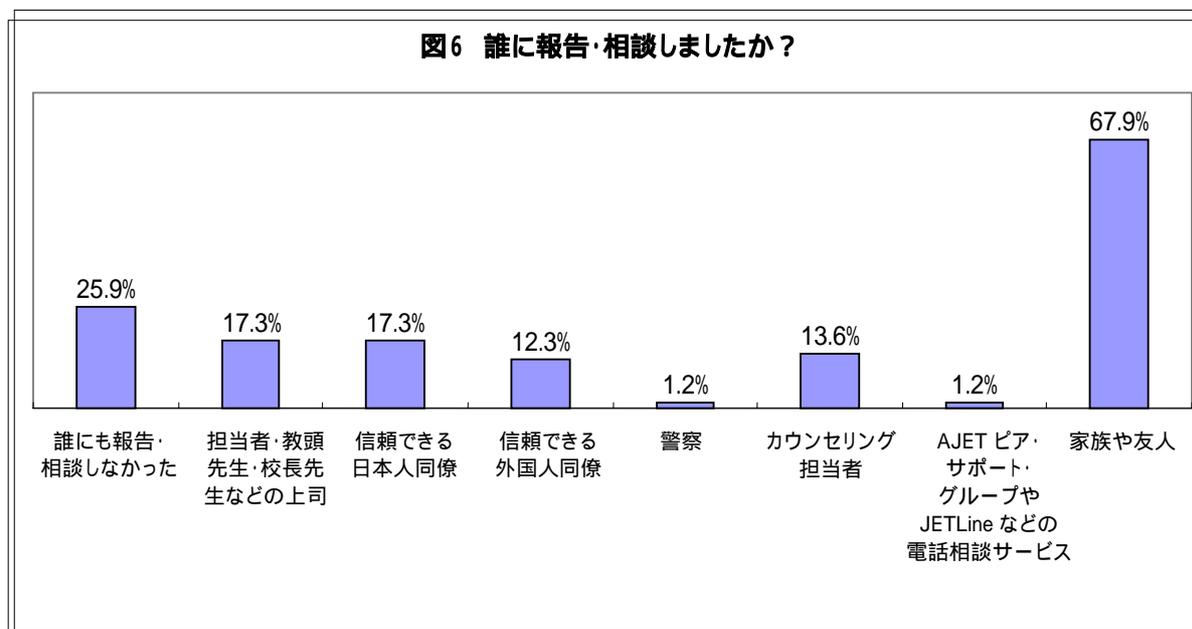
JET プログラムでは、他人の行動を制御することは不可能とはいえ、セクハラに関する研修によってより効果的にセクハラに対応できる能力を JET 参加者に与えることができるであろう。

図5 からわかるように、回答者の 45.8% は、セクハラを受けた感じた不快感が数時間以内に無くなったと回答したが、ほぼ同パーセント(38.5%)は、その後も何日・何週・何ヶ月も続いた、あるいは今も続いていると回答しており、セクハラがこれらの回答者の仕事と私生活にいかに影響を及ぼしていることを察することができる。



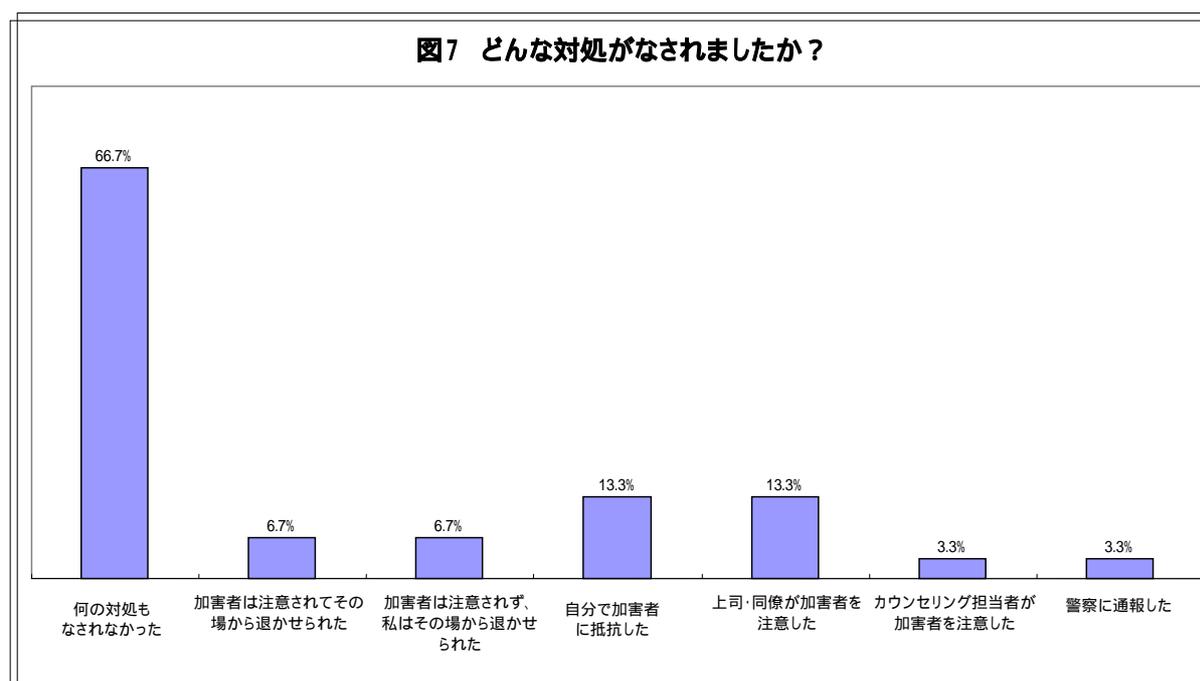
ほとんどの JET 参加者はセクハラへの精神的・実用的な対応方法について研修を受けておらず、日本においての適切な対応方法については十分に理解していないので、セクハラを受けた後、混乱やストレスを覚えることがある。

図 6 では、セクハラを受けた JET 参加者の相談相手に関するデータが表示されている。大半の場合、慰みを求めてか、家族や友人に相談している。しかし、家族や友人は必ずしも JET 参加者が置かれている文化的環境がわからないので、ある程度慰めてあげることができても、セクハラ事件を理解できるようにすることはできない。これは、セクハラを受けて長期間トラウマになる JET 参加者の原因かもしれない。残念ながら、誰にも相談せず一人でこの重荷に耐えている JET 参加者の数が大きい。



四分の三（75.3%）の場合、何の対処もなされなかったという結果は、67.9%の被害者はセクハラ事件を誰にも報告していないか、日本国外に住んでいて日本国内におけるサポートのできない家族や友人にのみ相談していることを反映しているように思われる。

自分がセクハラを受けたことを日本国内の誰かに報告した場合(9.3%)になされた対処に関する結果は図7で表示されている。



意外なことに、セクハラを報告したほとんどの場合においても何の対処が為されないことが判明した。大半の回答者（66.7%）によると、対処が為された場合にも、その後もセクハラが続いた。

性的暴力を受けたり性的関係を強いられたりしたことがあると三人が回答したのにかわらず、警察に通報されたのは一件だけである（実際通報した事件の加害者は結局見つからなかった）。詳しい事情は判明していないが、こういった深刻な事件の三分の二において法的措置は取られなかったことは非常に気がかりである。

当調査の結果、JET 参加者全員がそれを受けたことがあるわけではないとはいえ、セクシャル・ハラスメントは深刻な問題であり、回答者の大部分がそれに対応する能力に欠けていることが判明した。

## 結論・対策提案

当調査の結果は、JET 参加者と周りの日本人のセクハラに対する認識にずれはあるか、誰がどんな基準によってある行為がセクハラを構成するかどう判断するのか、セクハラと性的暴力の境目はどこにあるのか、法的根拠が無い場合にも自分がセクハラ被害に遭ったと感じることは尤もなのか、と様々な質問につながる。JET 参

加者は、物事に対する自分の解釈と周りの人たちの解釈が必ずしも一致しない環境に生活している。セクハラに関する情報を十分に得ておらず、受けた場合それに対応する力に欠けていると感じる JET 参加者の数が大きい。

JET 参加者はセクハラに対するサポート、特に研修・情報提供の充実を必要としている。これによって、JET 参加者が安全間だけでなく、公務員である自分たちも日本人同僚と同等の扱いを受けているように感じるだろう。これを実現するために、AJET や CLAIR、三省が取れる対策案をここで挙げる。

### とりまとめ団体レベルで使える研修のアウトラインの作成

とりまとめ団体が新規 JET オリエンテーションや中間研修に組み込むことのできる、セミナー・分科会等のアウトラインが必要と思われる。（内容例：文化的相違、法律関係の情報、相談できる専門家の連絡先など）

### JET 参加者に提供される、セクハラに関する情報の充実

JET 参加者にも、契約団体がセクハラに関してどのように指導されているか理解できるように、「契約団体ようマニュアル」を部分的に英訳する必要があるように思われる。なお、JET 参加者に、これを読んで疑問点などについて担当者・PA と話し合うよう促進するべきである。

### 職場関係者への啓発

JET 参加者達と共に仕事をする同僚達への啓発を充実すれば、セクハラに関する多くの誤解（特に言葉によるもの）がより多くさけられるように思われる。また、JET 達に、ALT に対する生徒によるセクハラをもっと懲らしめるよう指導することも可能であろう。（後者の措置は ALT と JTE の間により緊密なコミュニケーションを要する）

### 既存サポート制度のPR

JETLine、CLAIR の掲示板、PSG などの既存サポート制度があるのに関わらず、これらを利用することに抵抗感を抱く JET 参加者がいる。サポートを必要としているこの人達のためにこれらのサービスをより使いやすくする手段を検討しなければならない。これらのサービスを利用しない背景には様々な理由があるように思われるが、その匿名性・安全性をアピールすることによって、サポートを必要としているより多くの JET 参加者に利用するよう仕向けることは可能なのかもしれない。

### 「JET 参加者用ハンドブック」内のセクハラに関する情報

ハンドブックに掲載されているセクハラに関するエッセーはとても価値のあるものではあるが、情報を更に充実する必要がある。巻末にもそのエッセーがあることを 5.4 章にあえて注意することによって、JET 参加者がそれを見逃すことを防ぐことができるように思われる。ここにおいても、JETLine やピア・サポート・グループ等のサポート・サービスがあることに再度言及することもよかろう。職場において生徒あるいは上司によるセクハラに関する情報はほとんど無いので、これにも言及しなければならない。JET 参加者は、日本において何がセクハラと見なされるか、自分の権利は何なのか、警察とのやりとりは同すればいいのかなどについて説明を求め

*Sexual Harassment Report*  
セクシャル・ハラスメント調査報告書



ていることから、（暴力に至らない）セクハラと性的暴力との区別を把握していない状態が窺える。当調査の結果から、JET 参加者が両方の問題（セクハラと性的暴力）に遭うことはあることが判明しているため、「参加者用ハンドブック」においてこれらを説明すれば解決につながるように思われる。

## NAJET からの質問

1. JET 参加者達は、日本におけるセクハラ構成要件及びそれに関する法律日本の法律についての情報を要請している。これらの概略を作成して JET 参加者達に提供することは可能でしょうか。
2. 「契約団体用マニュアル」を英語・その他の言語に訳すことは可能でしょうか。もし可能なのであれば、JET プログラム・PSG・AJET 等のホームページに掲載することは可能でしょうか。翻訳業務については、NAJET は必要に応じて協力する所存です。
3. 新規 JET オリエンテーション・中間研修にセクシャル・ハラスメントに関する内容を組み込むよう CLAIR の方からとりまとめ団体に促進・指導することは可能でしょうか。特に生徒によるセクハラに関しては、担当者・JTE 達も一緒に研修を受けた方が効果的が、双方の異文化理解につながると思われる。
4. 地元の学校の学則・校則には、セクハラに関する情報、又はそれに対する罰則の規定はありますか。
5. 来年度の「参加者用ハンドブック」のセクシャル・ハラスメントに関するセクションと巻末のエッセーに相互参照を付けることは可能でしょうか。また、電話相談サービスなどについての情報を充実・拡張することは可能でしょうか。
6. JETLine や CLAIR の掲示板へセクシャル・ハラスメントについての問い合わせを寄せられることはありますか。その場合、どのように対応しますか。
7. CLAIR 又は三省の方には、セクシャル・ハラスメントに関する研修はありますか。もしあるのであれば、どんな内容のものですか。職場の重要な要素と見なされていますか。

## 付録

### ストーカー行為とセクハラについて（報告書）

ダノラ・ピレー 平成15年度ブロック2代表

平成16年5月の意見交換会において AJET によって発表された

### CLAIR の返答（概要）

自分がセクハラを受けたと感じる JET 参加者は担当者と PA に相談するべきである。また、「参加者用ハンドブック」も参照するべきだ。「契約団体用マニュアル」にはセクハラ事件の対応に関する情報が載っている。PA 達もこれに関する研修を受けている。それでもことが足りなければ、CLAIR の PC 達もセクハラに関する研修を受けているので、JETLine に連絡するべきだ。職場におけるセクハラの深刻さに対する意識が徐々に広まっているとはいえ、セクハラは未だに深刻な問題であることは CLAIR が承知している。

### NAJET の返答

我々 AJET においては、セクハラは慎重な対応を要する問題であることを承知している。CLAIR から、研修会、ガイドブック、ニュースレターなどの手段によって情報提供の充実を図っていただきたいと思う。これから CLAIR ニュースや PA ニュースレターなどの手段によってその情報提供を図るつもりであると聞いて嬉しく思う。

### 身体的・性的暴力報告書

平成13年度全国 AJET 役員会

平成14年11月の意見交換会において AJET によって発表された

現存無し

### セクシャル・ハラスメントに関する報告書

アロンゾ・スレット 平成12年度ブロック8代表

平成13年11月の意見交換会において AJET によって発表された

岡山県には過去において、セクハラに関するレクチャーやワークショップ等の研修を開催したことがある。これらの研修の目的は職場におけるセクハラ撲滅であり、元 ALT でこの話題について同県で講演した経験のあるアリソン・ロッデン氏によると、「県内 JET の職場は性的緊張が無くとてもゆとりのある環境」だそうである。ロッデン氏によると、自分がインタビューしたほとんどの教職員はこのような研修が強制するべきだと言うことに賛成し、「研修において事例として紹介されるセクハラは自分の職場にも見られるが、多くの職員はそれがセクハラだと言うことに気がつかない上に、どこへ相談すればもわからない」という意見を示した。よって、CLAIR は以下の二つの措置を執るべきである。

1.) JET 参加者の日本人同僚のための、日本語で行われる研修会の開催。内容としては以下の項目が欲しい：

- ・「セクハラ」を明確に定義する
- ・思いやり・気配りを育てるワークショップ等を催す

*Sexual Harassment Report*  
セクシャル・ハラスメント調査報告書



- ・ 同僚に対する適切な振る舞い・行為のガイドラインを設ける
  - ・ 「酒に酔っていたから」は言い訳にならないことを強調する
- 2.) サポート・センターの設立
- ・ カウンセリングの提供
  - ・ セクハラ被害者への秘密相談窓口の提供

## 性的暴力に関する P S G 資料 作成詳細不明

性的暴力被害後よく見られる精神的症状：フラッシュバック、逃避行為、感情的な  
しびれ、無気力、自信喪失、自虐的な気持ち、「もしこうすればあんなになかった  
んじゃないか」というような考え方、不安、恐怖、他人に対する信頼の欠落、身体  
的不快感

### 法的罰則

- ・セクハラ：前科のない場合は1万円以下の罰金、前科のある場合は3万円以下の罰金又は半年以下の禁固（愛媛県条例）
- ・暴行：半年以上7年以下の懲役
- ・強姦：最低2年の懲役

### 日本での警察手続き

- ・被害が通報される時点で捜査が始まる。被害者が怪我をしていてまだ医者  
に診てもらっていない場合は、女性警官が病院へ同行する。警察付属の医者な  
ので被害者のプライバシーが守られる。
- ・次に、加害者や暴行の事情聴取が行われる。加害者を捕まえるために必要  
なので、つらいだろうけど協力してください。
- ・こうして被害者は被害届を提出する。被害者のプライバシーに関わるので、  
告訴するかしないかの決断は被害者に任せられる。
- ・被害届が提出される時点で捜査が始まるわけだが、たとえ犯人が捕まっ  
ても、告訴しない限り罰することはできない。被害後の精神的ストレスのせい、  
被害者が告訴を決意するまで時間がかかることは珍しくない。なお、加害者  
が知人の場合、被害者が被害届を提出するがすぐに告訴しないこともある。
- ・このため、告訴できる期間に限定はない。
- ・警察は現場で証拠収集等を行う。被害者に居合わせて事件の詳細を説明  
してもらう。暴行被害時身につけていた衣類や持ち物を証拠品として提出  
してもらう。
- ・愛媛県警は県内各警察署に女性警官を配備し、性的暴力を伴う事件の  
捜査に女性警官を付ける制度を導入している。
- ・性犯罪防止を図るべく、夜間パトロールの強化、民間ボランティア団体  
との連携の強化、ホームページの設立などの措置の計画もある。
- ・電話相談サービス(0120-31-91100)を設立し、警察官による性犯罪防  
止講座の依頼を受け付けている。